

平成十二年厚生省令第十五号

水道施設の技術的基準を定める省令  
水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第五  
条第四項の規定に基づき、水道施設の技術的基準  
を定める省令を次のように定める。

（一般事項）

第一条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるも  
のでなければならぬ。

- 一 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）  
第四条の規定による水質基準（以下「水質基  
準」という。）に適合する必要量の浄水を所  
要の水圧で連続して供給することができるこ  
と。
- 二 需要の変動に応じて、浄水を安定的かつ効  
率的に供給することができること。
- 三 給水の確実性を向上させるために、必要に  
応じて、次に掲げる措置が講じられているこ  
と。
- イ 予備の施設又は設備が設けられているこ  
と。
- ロ 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施  
設、送水施設及び配水施設が分散して配置  
されていること。
- ハ 水道施設自体又は当該施設が属する系統  
としての多重性を有していること。
- ニ 災害その他非常の場合に断水その他の給水  
への影響ができるだけ少なくなるように配慮  
されたものであるとともに、速やかに復旧で  
きるように配慮されたものであること。
- ホ 環境の保全に配慮されたものであること。
- ヘ 地形、地質その他の自然的条件を勘案し  
て、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、  
浮力、地震力、積雪荷重、氷圧、温度荷重等  
の予想される荷重に対して安全な構造である  
こと。
- 七 施設の重要度に応じて、地震力に対して次  
に掲げる要件を備えるものであるとともに、  
地震により生ずる液化化、側方流動等によっ  
て生ずる影響に配慮されたものであること。
- イ 次に掲げる施設については、レベルー地  
震動（当該施設の設置地点において発生す  
るものと想定される地震動のうち、当該施  
設の供用期間中に発生する可能性の高いも  
のをいう。以下同じ。）に対して、当該施  
設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル  
ー地震動（当該施設の設置地点において発  
生するものと想定される地震動のうち、最

大規模の強さを有するものをいう。）に対  
して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施  
設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。

- (1) 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水  
施設及び送水施設
- (2) 配水施設のうち、破損した場合に重大  
な二次被害を生ずるおそれが高いもの
- (3) 配水施設のうち、(2)の施設以外の  
施設であつて、次に掲げるもの
- (i) 配水管（配水管のうち、給水管の  
分岐のないものをいう。以下同じ。）
- (ii) 配水管に接続するポンプ場
- (iii) 配水管に接続する配水池等（配水  
池及び配水のために容量を調節する設  
備をいう。以下同じ。）
- (iv) 配水管を有しない水道における最  
大容量を有する配水池等
- ロ イに掲げる施設以外の施設は、レベルー  
地震動に対して、生ずる損傷が軽微であつ  
て、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさ  
ないこと。
- ハ 漏水のおそれがないように必要な水密性を  
有する構造であること。
- 九 維持管理を確実かつ容易に行うことができ  
るように配慮された構造であること。
- 十 水の汚染のおそれがないように、必要に応  
じて、暗渠とし、又はさくを設置その他の必  
要な措置が講じられていること。
- 十一 規模及び特性に応じて、流量、水圧、水  
位、水質その他の運転状態を監視し、制御す  
るために必要な設備が設けられていること。
- 十二 施設の運転を管理する電子計算機が  
水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがない  
ように、サイバーセキュリティ（サイバーセ  
キュリティ基本法（平成二十六年法律第四  
号）第二条に規定するサイバーセキュリティ  
をいう。）を確保するために必要な措置が講  
じられていること。
- 十三 災害その他非常の場合における被害の拡  
大を防止するために、必要に応じて、遮断弁  
その他の必要な設備が設けられていること。
- 十四 海水又はかん水（以下「海水等」とい  
う。）を原水とする場合にあっては、ほう素  
の量が一リットルにつき一〇ミリグラム以  
下である浄水を供給することができること。

十四 浄水又は浄水処理過程における水に凝集  
剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉  
末活性炭その他の薬品又は消毒剤（以下「薬  
品等」という。）を注入する場合にあっては、  
当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等  
を注入することができる設備（以下「薬品等  
注入設備」という。）が設けられていること  
も、当該設備の材質が、当該薬品等の使用  
条件に応じた必要な耐食性を有すること。

- 十五 薬品等注入設備を設ける場合にあって  
は、予備設備が設けられていること。ただ  
し、薬品等注入設備が停止しても給水に支障  
がない場合は、この限りでない。
- 十六 浄水又は浄水処理過程における水に注入  
される薬品等により水に付加される物質は、  
別表第一の上欄に掲げる事項につき、同表の  
下欄に掲げる基準に適合すること。
- 十七 材質又は設備（以下「資機材等」とい  
う。）の材質は、次の要件を備えること。
- イ 使用される場所の状況に応じた必要な強  
度、耐久性、耐磨耗性、耐食性及び水密性  
を有すること。
- ロ 水の汚染のおそれがないこと。
- ハ 浄水又は浄水処理過程における水に接す  
る資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と  
接触する面積が著しく小さいものを除く。）  
の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等  
の材質に関する試験により供試品について  
浸出させたとき、その浸出液は、別表第二  
の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に  
掲げる基準に適合すること。

（取水施設）

第二条 取水施設は、次に掲げる要件を備えるも  
のでなければならぬ。

- 一 原水の状況に応じて、できるだけ良  
質の原水を取り入れることができるように配  
慮した位置及び種類であること。
- 二 災害その他非常の場合又は施設の点検を行  
う場合に取水を停止することができる設備が  
設けられていること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、できるだけ良  
質な原水を必要量取り入れることができるも  
のであること。
- 四 地表水の取水施設にあっては、次に掲げる要  
件を備えるものでなければならぬ。
- 一 洪水、洗掘、流木、流砂等のため、取水が  
困難となるおそれが少なく、地形及び地質の

状況を勘案し、取水に支障を及ぼすおそれ  
がないように配慮した位置及び種類であるこ  
と。

- 二 堰、水門等を設ける場合にあっては、当該  
堰、水門等が、洪水による流水の作用に対  
して安全な構造であること。
- 三 必要に応じて、取水部にスクリーンが設け  
られていること。
- 四 必要に応じて、原水中の砂を除去するため  
に必要な設備が設けられていること。
- 五 地下水の取水施設にあっては、次に掲げる要  
件を備えるものでなければならぬ。
- 一 水質の汚染及び塩水化のおそれが少ない位  
置及び種類であること。
- 二 集水埋渠は、閉塞のおそれが少ない構造で  
あること。
- 三 集水埋渠の位置を定めるに当たっては、集  
水埋渠の周辺に帯水層があることが確認され  
ていること。
- 四 露出又は流出のおそれがないように河床の  
表面から集水埋渠までの深さが確保されてい  
ること。
- 五 一日最大取水量を常時取り入れるのに必要  
な能力を有すること。
- 六 前項第五号の能力は、揚水量が、集水埋渠に  
よつて取水する場合にあっては透水試験の結果  
を、井戸によつて取水の場合にあっては揚水  
試験の結果を基礎として設定されたものでな  
ければならぬ。

（貯水施設）

第三条 貯水施設は、次に掲げる要件を備えるも  
のでなければならぬ。

- 一 貯水容量並びに設置場所の地形及び地質に  
応じて、安全性及び経済性に配慮した位置及  
び種類であること。
- 二 地震及び強風による波浪に対して安全な構  
造であること。
- 三 洪水に対処するために洪水吐きその他の必  
要な設備が設けられていること。
- 四 水質の悪化を防止するために、必要に応じ  
て、ばつ気設備の設置その他の必要な措置が  
講じられていること。
- 五 漏水を防止するために必要な措置が講じら  
れていること。
- 六 放流水が貯水施設及びその付近に悪影響を  
及ぼすおそれがないように配慮されたもので  
あること。

七 前各号に掲げるもののほか、濁水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

2 前項第一号の貯水容量は、降水量、河川流量、需要量等を基礎として設定されたものでなければならぬ。

3 ダムにあつては、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によつて滑動し、又は転倒しない構造であること。

二 フィルダムの堤体は、予想される荷重によつて滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造であること。

三 ダムの基礎地盤（堤体との接触部を含む。以下同じ）は、必要な水密性を有し、かつ、予想される荷重によつて滑動し、滑り破壊又は転倒破壊が生じないものであること。

4 ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、ダムの種類及び貯水池の水位に応じ、別表第三に掲げるものを採用するものとする。

（導水施設）

第四条 導水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 導水施設の上流にある水道施設の標高、導水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法であること。

二 水質の安定した原水を安定的に必要な量送ることができるよう、必要に応じて、原水調整池が設けられていること。

三 地形及び地勢に応じて、余水吐き、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。

四 ポンプを設ける場合にあつては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。

五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

イ 必要量の原水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であること。

ロ 予備設備が設けられていること。

し、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。

六 前各号に掲げるもののほか、必要量の原水を送るのに必要な設備を有すること。

（浄水施設）

第五条 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 地表水又は地下水を原水とする場合にあっては、水道施設の規模、原水の水質及びその変動の程度等に応じて、消毒処理、緩速濾過、急速濾過、膜濾過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により、所要の水質が得られるものであること。

二 海水等を原水とする場合にあっては、次に掲げる要件を備えること。

イ 海水等を淡水化する場合に生じる濃縮水の放流による環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

ロ 逆浸透法又は電気透析法を用いる場合にあっては、所要の水質を得るための前処理のための設備が設けられていること。

三 各浄水処理の工程がそれぞれの機能を十分發揮させることができ、かつ、布設及び維持管理を効率的に行うことができるように配置されていること。

四 濁度、水素イオン濃度指数その他の水質、水位及び水量の測定のための設備が設けられていること。

五 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。

イ 消毒の効果を確保するために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。

ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。

ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。

ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。

ホ 液化塩素を使用する場合にあつては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。

六 施設の改造若しくは更新又は点検により給水に支障が生じるおそれがある場合にあっては、必要な予備の施設又は設備が設けられていること。

七 送水量の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に送ることができるように、必要に応じて、浄水を貯留する設備が設けられていること。

八 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。

イ 濾過等の設備であつて、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。

ロ 地表水を原水とする場合にあっては、濾過等の設備に加え、濾過等の設備の後に、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。

ハ 地表水以外を原水とする場合にあっては、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。

九 濾過池又は濾過膜（以下「濾過設備」という。）を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、濾過設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。

十 濾過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水（以下「浄水処理排水」という。）を公共水域に放流する場合にあつては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。

十一 濾過池を設ける場合にあっては、水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、覆いの設置その他の必要な措置が講じられていること。

十二 浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

十三 浄水処理をした水の水質により、水道施設が著しく腐食することのないように配慮されたものであること。

十四 前各号に掲げるもののほか、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を備えていること。

緩速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

二 凝集池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロックが形成される構造であること。

三 沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であること。

四 濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

五 濾材の洗浄により、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。

六 濾材は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。

七 濾過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用する濾材及び濾層の厚さに応じて、所要の水質の濾過水が安定して得られるように設定されていること。

八 膜濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 膜濾過設備は、膜の表面全体で安定して濾過を行うことができる構造であること。

二 膜モジュールの洗浄により、膜モジュールに付着した浮遊物質を有効に除去することができる、かつ、洗浄排水を排出することができる構造であること。

三 膜の両面における水圧の差、膜濾過水量及び膜濾過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に關係する浄水施設

二 濾過砂は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。

三 原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が濾過砂に接触する構造であること。

四 濾過池に加えて、原水の水質に応じて、沈殿池その他の設備が設けられていること。

五 沈殿池を設ける場合にあっては、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であること。

六 急速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 薬品注入設備、凝集池、沈殿池及び濾過池に加えて、原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るのに必要な設備が設けられていること。

二 凝集池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロックが形成される構造であること。

三 沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であること。

四 濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

五 濾材の洗浄により、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。

六 濾材は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。

七 濾過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用する濾材及び濾層の厚さに応じて、所要の水質の濾過水が安定して得られるように設定されていること。

八 膜濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 膜濾過設備は、膜の表面全体で安定して濾過を行うことができる構造であること。

二 膜モジュールの洗浄により、膜モジュールに付着した浮遊物質を有効に除去することができる、かつ、洗浄排水を排出することができる構造であること。

三 膜の両面における水圧の差、膜濾過水量及び膜濾過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に關係する浄水施設



で、第十五号及び第十七号ハ、第二条第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第三条第一項第一号から第六号まで及び第三項、第四条第一号から第五号まで、第五条第一項第三号、第六号、第七号、第九号及び第十一号、第六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第七条第一号から第三号まで、第五号、第七号、第十一号、第十二号口及びハ、第十三号並びに第十四号並びに第八条に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

附則（平成二十二年一〇月二〇日厚生労働省令第二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年一〇月二九日厚生労働省令第一三九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の「アミン」類の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であつて、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないもの（同令附則第二項の規定の適用を受けるものを除く。）については、この施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一及び別表第二有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項中「〇・五mg/l」とあるのは「一・〇mg/l」とする。

第三条

パッキンを除く部品又は材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している資材等の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第二フェノール類の項中「〇・〇〇〇五mg/l」とあるのは「〇・〇〇〇五mg/l」とする。

第四条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五四号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一月一四日厚生労働省令第一三七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十三年三月三十一日までの間、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令別表第一塩素酸の項中「〇・四mg/l」とあるのは「〇・五mg/l」とする。

附則（平成二〇年三月二八日厚生労働省令第六〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている水道施設であつて、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第七号イ及びロに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附則（平成二二年三月六日厚生労働省令第二六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を

定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附則（平成二二年二月二七日厚生労働省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附則（平成二三年一月二八日厚生労働省令第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附則（平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、第四条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該資機材等

の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附則（令和元年五月二九日厚生労働省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年九月三〇日厚生労働省令第五九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月二五日厚生労働省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該資機材等の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第一（第一条関係）

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、〇・〇〇〇三mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、〇・〇〇〇五mg/l以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、〇・〇〇〇一mg/l以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、〇・〇〇〇一mg/l以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇〇二mg/l以下であること。
亜硝酸態窒素	〇・〇〇〇四mg/l以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアニド	シアンの量に関して、〇・〇〇〇一mg/l以下であること。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一・〇 mg / 1 以下であること。	色度	〇・五度以下であること。
ホウ素及びその化合物	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。	アンチモン及びその化合物	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。
四塩化炭素	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。	ウラン及びその化合物	〇・〇〇〇二 mg / 1 以下であること。
一・四―ジオキサン	〇・〇〇五 mg / 1 以下であること。	ニッケル及びその化合物	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇〇四 mg / 1 以下であること。	二酸化塩素	〇・六 mg / 1 以下であること。
ジクロロメタン	〇・〇二 mg / 1 以下であること。	銀及びその化合物	〇・〇一 mg / 1 以下であること。
テトラクロロエチレン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。	バリウム及びその化合物	〇・〇七 mg / 1 以下であること。
トリクロロエチレン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。	モリブデン及びその化合物	〇・〇〇七 mg / 1 以下であること。
ベンゼン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。	アクリルアミド	〇・〇〇〇〇五 mg / 1 以下であること。
塩素酸	〇・四 mg / 1 以下であること。	別表第二(第一条関係)事項	基準
臭素酸	〇・〇〇五 mg / 1 以下であること。	カドミウム及びその化合物	〇・〇〇三 mg / 1 以下であること。
亜鉛及びその化合物	〇・一 mg / 1 以下であること。	水銀及びその化合物	〇・〇〇〇五 mg / 1 以下であること。
鉄及びその化合物	〇・三 mg / 1 以下であること。	セレン及びその化合物	〇・〇一 mg / 1 以下であること。
銅及びその化合物	〇・一 mg / 1 以下であること。	鉛及びその化合物	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。
マンガン及びその化合物	〇・〇五 mg / 1 以下であること。	ヒ素及びその化合物	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。
陰イオン界面活性剤	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。	六価クロム化合物	〇・〇二 mg / 1 以下であること。
非イオン界面活性剤	〇・〇〇五 mg / 1 以下であること。	亜硝酸態窒素	〇・〇〇四 mg / 1 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五 mg / 1 以下であること。	シアン化物イオン及び塩化シアニド	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	〇・三 mg / 1 以下であること。	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一・〇 mg / 1 以下であること。
臭気	異常でないこと。		
味	異常でないこと。		
フッ素及びその化合物	フッ素の量に換算して、〇・〇八 mg / 1 以下であること。	フッ素及びその化合物	フッ素の量に換算して、〇・〇八 mg / 1 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に換算して、〇・一 mg / 1 以下であること。	四塩化炭素	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。
一・四―ジオキサン	〇・〇〇五 mg / 1 以下であること。	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇〇四 mg / 1 以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇〇四 mg / 1 以下であること。	ジクロロメタン	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。
テトラクロロエチレン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。	トリクロロエチレン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。
ベンゼン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。	ホルムアルデヒド	〇・〇〇八 mg / 1 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に換算して、〇・一 mg / 1 以下であること。	アルミニウム及びその化合物	〇・〇二 mg / 1 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に換算して、〇・三 mg / 1 以下であること。	銅及びその化合物	〇・一 mg / 1 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンに換算して、二・〇 mg / 1 以下であること。	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換算して、二・〇 mg / 1 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンに換算して、〇・〇五 mg / 1 以下であること。	塩化イオン	二・〇 mg / 1 以下であること。
蒸発残留物	五・〇 mg / 1 以下であること。	陰イオン界面活性剤	〇・〇二 mg / 1 以下であること。
非イオン界面活性剤	〇・〇〇五 mg / 1 以下であること。	フェノール類	フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五 mg / 1 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	〇・五 mg / 1 以下であること。		
臭気	異常でないこと。		
味	異常でないこと。		
濁度	〇・五度以下であること。		
一・二―ジクロロエタン	〇・〇〇四 mg / 1 以下であること。		
アミン類	トリエチレントラミンとして、〇・〇一 mg / 1 以下であること。		
エピクロロヒドリン	〇・〇一 mg / 1 以下であること。		
酢酸ビニル	〇・〇一 mg / 1 以下であること。		
N・N―ジメチルアニリン	〇・〇一 mg / 1 以下であること。		
スチレン	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。		
二・四―トルエン	〇・〇〇二 mg / 1 以下であること。		
二・六―トルエン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。		
ンジアミン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。		
一・二―ブタジエン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。		
一・三―ブタジエン	〇・〇〇一 mg / 1 以下であること。		
別表第三(第三条関係)			
貯水池の水位	ダム種別	重力式	コンクリートダム
一ダムの非越流部の水位	一ダムの非越流部の水位	一ダムの非越流部の水位	一ダムの非越流部の水位
直上流部における Pe、I Pe、I I、P	直上流部における Pe、I Pe、I I、P	直上流部における Pe、I Pe、I I、P	直上流部における Pe、I Pe、I I、P
水位が常時満水位、Pd、p	水位が常時満水位、Pd、p	水位が常時満水位、Pd、p	水位が常時満水位、Pd、p
以下又はサーチャージ水位以下である場合	以下又はサーチャージ水位以下である場合	以下又はサーチャージ水位以下である場合	以下又はサーチャージ水位以下である場合
U、T	U、T	U、T	U、T
二ダムの非越流部の水位	二ダムの非越流部の水位	二ダムの非越流部の水位	二ダムの非越流部の水位
直上流部における Pe、P、P、P、P、P、P	直上流部における Pe、P、P、P、P、P、P	直上流部における Pe、P、P、P、P、P、P	直上流部における Pe、P、P、P、P、P、P
水位が設計洪水水位である場合	水位が設計洪水水位である場合	水位が設計洪水水位である場合	水位が設計洪水水位である場合
Pe、U Pe、U P P	Pe、U Pe、U P P	Pe、U Pe、U P P	Pe、U Pe、U P P
T	T	T	T
備考			

---

この表において、 $\Sigma$ 、 $P$ 、 $P_e$ 、 $I$ 、 $P_d$ 、 $U$ 、 $P_p$ 及び $T$ は、それぞれ次の荷重を表すものとする。
$\Sigma$ ダムの堤体の自重
$P$ 貯留水による静水圧の力
$P_e$ 貯水池内に堆積する汚土による力
$I$ 地震時におけるダムの堤体の慣性力
$P_d$ 地震時における貯留水による動水圧の力
$U$ 貯留水による揚圧力
$P_p$ 間げき圧（ダムの堤体の内部及びダム基礎地盤の浸透水による水圧をいう。）の力
$T$ ダムの堤体の内部の温度の変化によつて生ずる力

---

---

---